

道路法等の一部を改正する法律要綱

（傍線部分は、今回施行期日を定める分）

第一 道路法の一部改正

一 道路網の整備に関する基本理念の創設

道路網の整備は、道路が我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展、安全かつ安心して豊かな国民生活の実現並びに自立的で個性豊かな地域社会の形成に重要な役割を果たすものであることに鑑み、道路の整備及び管理の効率的かつ効果的な実施、道路の適正かつ合理的な利用の促進、道路の防災に関する機能の確保、道路の脱炭素化の推進等を通じ、将来にわたり安全かつ円滑な交通の確保と道路及びその周辺の地域における快適で質の高い生活環境の創出を図ることを基本理念として行わなければならないものとする。

（第一条の二関係）

二 連携協力道路の管理の特例制度の創設

隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）のうち、その維持、修繕等を関係道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）間にお

ける連携及び協力によって効率的かつ効果的に行う必要があるもの（以下「連携協力道路」という。）について、関係道路管理者は、協議によりその管理の方法及び連携協力道路の管理に関する費用の分担の方法を別に定めることができるものとする。

（第二十条の二及び第五十五条の二関係）

三 道路啓開計画の策定

1 交通上密接な関連を有する道路（以下「密接関連道路」という。）の管理を行う二以上の道路管理者（以下「密接関連道路管理者」という。）は、協議会における協議の結果、大規模な災害が発生した場合における緊急輸送の確保を図るための密接関連道路の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）を効果的に行うため必要があると認められる場合において、当該災害が発生した場合における密接関連道路の維持の方法、効果的に維持を行うための訓練に関する事項等について定めた道路啓開計画を作成するものとし、その定めた道路啓開計画について、定期的に、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認める場合には、これを変更するものとする。

（第二十二条の三及び第二十八条の二関係）

2 道路啓開計画に基づいて密接関連道路管理者がその管理する道路以外の密接関連道路の維持を行う

場合において、当該道路を管理する道路管理者による承認を不要とするものとする。

（第二十四条関係）

四 国土交通大臣による都道府県又は市町村が管理する道路の代行制度の拡充

1 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村からの要請に基づいて、道路の附属物である自動車駐車場について、当該都道府県又は市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、災害復旧に関する工事等の実施のために必要な管理（当該都道府県又は市町村が自らこれを的確かつ迅速に行うことが困難であると認められるものに限る。）を当該都道府県又は市町村に代わって自ら行うことができるものとする。

（第十七条第七項関係）

2 国土交通大臣は、都道府県又は市町村からの要請に基づいて、重要物流道路等と交通上密接に関連する防災拠点自動車駐車場について、その管理の実施体制その他の地域の実情を勘案して、新設、改築、維持、修繕その他必要な管理を当該都道府県又は市町村に代わって自ら行うことができるものとする。

（第四十八条の二十九の五関係）

五 災害応急対策に資する施設等に係る道路への占用許可基準の緩和

道路管理者は、道路の附属物である自動車駐車場の合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められる災害応急対策に資する施設等であつて、災害が発生した場合において防災拠点自動車駐車場その他の場所へ移動させることができるものについて、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものでない場合であつても、道路の占用の許可を与えることができるものとする。

（第三十三条第二項関係）

六 道路脱炭素化基本方針の策定

- 1 国土交通大臣は、道路の脱炭素化の推進の意義及び目標に関する事項、道路の脱炭素化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、道路管理者による道路の脱炭素化の目標の設定に関する事項等について定めた道路の脱炭素化の推進に関する基本的な方針（以下「道路脱炭素化基本方針」という。）を定めるものとし、これを定め、又は変更したときは、遅滞なく、公表するものとする。

（第四十八条の六十六関係）

- 2 社会資本整備審議会の調査審議事項に道路脱炭素化基本方針を追加するものとする。

七 道路脱炭素化推進計画の策定

- 1 道路管理者は、道路脱炭素化基本方針に即して、その管理する道路に係る道路の脱炭素化の推進に関し、その管理する道路の脱炭素化の目標、当該目標の達成のために行う道路の脱炭素化の推進を図るための施策に関する事項等について定めた計画（以下「道路脱炭素化推進計画」という。）を作成することができるものとともに、道路脱炭素化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、国土交通大臣である道路管理者はこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の道路管理者にあっては、これを公表するよう努めるとともに国土交通大臣に報告しなければならないものとする。

(第四十八条の六十七関係)

- 2 道路管理者は、道路の脱炭素化に資する施設等として政令で定めるもの（以下「脱炭素化施設等」という。）であつて道路の交通に支障を及ぼすおそれが少ないものとして政令で定める場所に設けられるもの（道路脱炭素化推進計画においてその設置に関する事項が定められたものに限る。）について、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものでない場合であつても、道路の占用の許可を

与えることができるものとする。

(第三十三条第二項関係)

3 道路協力団体は、その協力が必要な事項が定められた道路脱炭素化推進計画に基づき、道路管理者が実施する道路の脱炭素化の推進を図るための施策に協力するものとともに、道路協力団体の業務に脱炭素化施設等の設置又は管理を追加するものとする。

(第四十八条の六十一及び第四十八条の六十五関係)

八 道路の構造の原則における配慮事項の追加

道路の構造について、道路の脱炭素化の推進その他の措置により環境への負荷の低減が図られるよう配慮されたものでなければならぬものとする。

(第二十九条第二項関係)

九 負担金等の納付時の充当順位の変更

道路法に基づく負担金等の納付時における充当処理の見直しを実施するものとする。

(第七十三条関係)

十 その他所要の改正を行うものとする。

第二 道路整備特別措置法の一部改正

一 国土交通大臣による地方道路公社管理道路の代行制度の創設

国土交通大臣は、災害が発生した場合において、地方道路公社からの要請に基づいて、地方道路公社が管理する道路（以下「公社管理道路」という。）について、当該地方道路公社における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、公社管理道路の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）及び災害復旧に関する工事であつて、高度の技術を要するもの又は高度の機械力を要するものを当該地方道路公社に代わつて自ら行うことができるものとする。

（第三十二条の二関係）

二 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」という。）又は地方道路公社は、高速道路等の道路管理者に代わつて、第一の三の1による道路啓開計画を作成し、並びに道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織するものとする。

（第九条第一項及び第十七条第一項関係）

三 会社又は地方道路公社は、高速道路等の道路管理者に代わつて、第一の七の1による道路脱炭素化推

進計画を作成するものとする。

(第九条第一項及び第十七条第一項関係)

四 其他所要の改正を行うものとする。

第三 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

一 国は、都道府県又は市町村が道路の占用の許可を受けて第一の五の災害応急対策に資する施設等を設置しようとする者に対し、その設置に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができるものとする。

(第一条及び第五条関係)

二 其他所要の改正を行うものとする。

第四 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条から第四条まで関係)

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第五条関係)

四 其所要の改正を行うものとする。

(附則第六条から第九条まで関係)